

佐賀県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成31年1月15日から平成31年2月14日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀環状自 転車道線	佐賀市嘉瀬町大字荻野字天草江籠 256 番 2 地先から 佐賀市嘉瀬町大字荻野字四本柳籠 328 番 1 地先まで	平成 31 . 1 . 15